

「JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会（H15年11月12日，H16年2月）でのアンケートへの回答

No.	質問，意見，要望	関連要求事項	回答
1	JEAC 4111-2003 は建設段階にも準用できるとなっているが，ここで原子力施設の定義として，建設は原子力施設を作るためのものであることから，JIS Q 9001:2000 のインフラストラクチャー（工事前仮設備など）と定義した方がよいのではないか。	-	建設は，ご意見のように「準用できる」となっておりますが，「原子力施設の建設」を目的にどのように業務，及びQMSを組むかについては今後の課題と考えます。
2	「7.4 調達」について，プラントの建設に，JEAC 4111-2003 を適用した場合，実務のほとんど（設計以降）は調達に含まれることになると思われるが，以下の事項はどのように解釈すればよいのか。 1. JEAC 4111-2003 を建設に使用可能とした根拠及び調達における考え方。 2. 設計以降の業務はすべて調達に含まれるとしてよいのか。	-	JEAC 4111-2003 は，原子力の各段階のコードになるとの考えから，準用できると記載しましたが，「原子力発電施設の建設」を目的にどのように業務，及びQMSを組むかについては今後の課題と考えます。
3	適用対象の「加工施設，再処理施設等」の「等」には具体的にどのような施設があるのか。	-	「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が適用される施設となります。
4	JIS Q 9001:2000 が今後改正された場合，特に海外調達に対して，要求事項はどうなるのか。（規制との不整合の調整は）	-	JIS Q 9001:2000が改正された時点で，国の品質保証要求事項との整合を前提としてJEAC 4111-2003の改定の必要性を検討します。 なお，JIS Q 9001:2000に基づき調達を行っている事業者の方々の活動に対してはコメント出来る立場ではありませんので，回答は控えさせていただきます。
5	JEAC 4111-2003 ベースのマニュアル体系を施行する際 既にメーカー発注済みの調達業務，着手済みの作業など，旧ルールに基づいているものは適用免除とすることを業務移行の円滑性の点から考えているが，このような経過措置はどの程度認められるのか。	-	事業者とメーカーの契約に関するものであり，回答できる立場にありません。
6	講習会の資料は電力会社をベースとしたものだがメーカー，施工会社としたものは作成されないのか。	-	現時点で，メーカー，施工会社に対する規格作成の計画はありません。
7	「7.4 調達」で二次下請けはどう扱われる計画なのか。	-	「7.4.2 調達要求事項」に基づき事業者が必要に応じて定めることとなります。
8	JEAC 4111-2003 のタイトルを，あえて「原子力発電所における.....」とした意味は。「原子力施設」の方が適切ではないのではないのか。	-	この規格の対象を表題で明確化した経緯があり，審議の結果こうなりました。
9	事業所外運搬も JEAC 4111-2003 の QMS に含める必要があるのか。（当然原子力安全に含まれる事項だが，全く法体系が異なる。）	2.	事業所外運搬であっても，最終的に事業所内に運搬されるもの又は事業所内から事業所外に運搬されるものも含まれるため，事業者の判断として JEAC 4111-2003 に基づく QMS に含めて取り組む必要があります。
10	原子力安全 = 保安活動と安心，信頼性の考え方（対象プロセス）はどのような解釈なのか。	3.	JEAC 4111-2003 の「0.2 基本的考え方」にあるとおり，保安活動の成果について，説明責任を果たすことにより，国民が原子力安全に対する安心と信頼を得られるようになるという考え方です。
11	アウトソースに対して JEAC 4111-2003 を適用する場合の考え方はどのようなものか。アウトソース先への適用が求められているのか。	4.1	JEAC 4111-2003 は電力の保安活動を対象としており，調達先に要求するものではありません。調達先への要求は，調達製品（又は役務）の内容やグレードに応じて，発注者（電力）が定めることとなります。
12	“グレード分け” は，事業者別の判断で実施して良いのか。少なくとも“顧客”代表である“国”の意向が必要ではないか。	4.1	原子力安全の達成をより強固にすることを念頭において，組織の状況に応じたりソースの適正配分によるグレード分けを行うことが求められています。
13	文書化されずに確立している手順のサンプルを示していただきたい。	4.2.1	JIS Q 9000:2000 の「3.4.5 手順」の参考 1 に「手順は文書にすることもあり，しないこともある」と記載されています。また，JEAC 4111-2003 の「4.1 一般要求事項 参考 1」のとおり，文書化の程度は，組織の規模や要員の力量等により異なります。 なお，「確立した手順が必ずしも文書化不要」の具体例として，文書化されていなくても，作業手順を知っている，あるいは指導者がいる等があります。
14	JEAC 4101-2000 と JEAC 4111-2003 による QMS との関係，位置付けをどのように考えればよいのか。 QMS を確立して運用（活動）されている実例はどのようなものがあるのか。	4.2.2	いずれも品質保証体制（QMS）を記述した文書ですが，JEAC 4111-2003は，国の品質保証要求事項を具現化したものです。 また，基本的に保安活動に適用すべく規定したものです。
15	JIS Q 9001:2000 認証取得の中で一次文書の名称を「品質マニュアル」としないといけないようなことを聞かすが，JEAC 4111-2003 では「4.2.2 品質マニュアル」のとおり一次文書の名称を「マニュアル」としなければならぬか。事業者の文書管理の中で定めればよいのか。	4.2.2	「4.2.2 品質マニュアル」の要求事項を満たすものであれば，組織のすべての要員が「品質マネジメントシステムを規定する文書」であることを認識している限りにおいては，その名称は組織が定めることが可能と考えます。
16	法律遵守の精神，コンプライアンスについてどこに述べられていると解釈すればよいのか。	5.1	「5.1 経営者のコミットメント a)」において「法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして」と定められています。 (JEAC 4111-2003 図 3 QMS のモデルも参照下さい。)

「JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会（H15年11月12日，H16年2月）でのアンケートへの回答

No.	質問，意見，要望	関連要求事項	回答
17	5.4.1で定義している以外の内容を含まないのであれば，7.1(3)a)の表現は変えるべき。「品質目標」という用語は使用すべきでない。	5.4.1	「5.4.1 品質目標(1)」に従い組織内の部門又は階層レベルでの品質目標を設定するに際しては，「業務に対する要求事項(7.1(3)a)参照)を満たすために必要なものがあれば含めること。」とあるとおりです。「5.4.1 品質目標」は，品質方針に基づく品質目標の展開を規定するものであり，「7.1(3)a)業務に対する品質目標」は「5.4.1 品質目標」に従い展開した品質目標の中から，業務の計画に際して当該業務に対する品質目標を明確にすることを求めているものです。
18	管理責任者の責任と権限に関して，内部監査を除く QA 活動実施に関する管理責任者と内部監査に関する管理責任者の2名を任命する場合，c)の原子力安全についての認識を高める対象とする組織は，当該管理責任者指導下の当該業務を実施する組織の要員とされているが，「組織全体にわたって」だと，QMS 組織全体との解釈も成り立つ。後者が正か。	5.5.2	管理責任者を複数おく場合は，管理責任者全体で「組織全体」を対象とすることになります。
19	トップマネジメントが社長であれば，管理責任者は誰が(クラス的に)一般的なのか。(例えば，本社なら，原子力部門の部長又は副部長，サイトでは所長又は副所長あたりが相当するのか。)	5.5.2	管理責任者を誰にするかは，組織が決めることです。本規程では，組織の運営に全責任を持つトップマネジメントを「原子炉設置者」と特定しました。(JIS Q 9001:2000と違うところです。)管理責任者は，この原子炉設置者の代行者です。また，「5.5.2 管理責任者」のa)～c)全てを実施できる権限を持つ必要があります。
20	内部監査は，ある独立した部署が実施していると思うが，その部署の長がたまたま管理責任者を兼務しているのであって，監査部署の長と管理責任者としての権限は別ではないか。	5.5.2	「他の責任とかかわりなく」とあるとおり，監査業務上の責任と権限と，管理責任者としての責任と権限は別です。
21	是正処置，予防処置の活動のレビューとマネジメントレビューの違い(同時に行えない理由)は何か。	5.6 8.5.2 8.5.3	マネジメントレビューは，「QMS が引き続き適切で，妥当で，かつ，有効であることを確実にすること」が目的ですから，「是正処置」及び「予防処置」のレビューを実施することとは，目的が異なります。
22	「5.6.1一般(1)」の「適切」「妥当」「有効」は，それぞれどのような意味か。	5.6.1	一般的に言われるのは次のとおりです。「適切」: 目的にちょうど合っているということ。「妥当」: 質的/量的に不足がないこと。「有効」: 意図した(計画した)通りの結果が得られること。
23	組織の要員と原子力安全に関連する要員は同じになるのではないか。JEAC 4111-2003の適用範囲が保安活動であるので，具体的に組織の要員で原子力安全に従事しない者はどのような者か。	6.2	結果的に「組織の要員=原子力安全に関連する要員」となる場合があるかもしれませんが，これは力量設定の対象をどこまで必要とするかによります。
24	「6.2.1一般」には要員に対する要求事項が記載されているが，力量が付与されていないければ，その業務を行うことができないことまで要求していないという解釈でよいのか。	6.2.1	「6.2.1一般」では力量を有する要員が業務を行うことを要求しています。一方，「6.2.2力量，認識及び教育・訓練」において「必要な力量が持てるよう教育・訓練し，又は他の処置を取る」とあり，特に，「他の処置」には「力量が確保できるまで監視の下でのOJTを実施するなどがある(ISO 9000 要求事項及び用語の解説[2000年版](日本規格協会)，pp146)」とあることから，このような処置を取ることにより業務を行うことができます。
25	該当する要員の例として，QMS 適用対象員以外の要員としているが，6.2.2 d)項の対象要員の考え方を説明して欲しい。	6.2	申し訳ありません。「以外の要員」は不必要な記載で誤記です。「組織の要員はQMS 適用対象者全員」という意味です。
26	設計管理業務の力量評価，及び要員の人的資源管理は，どこに述べられているのか。	6.2.2	力量評価及び要員の人的資源は，「6.資源の運用管理」に規定されています。
27	原子力施設には，原子力発電所等を構成する構築物・・・とあるが，発電に直接係わらない建物，道路，トンネル等の設備は含まれるのか，又，区域(防護区域内)による区分にあるのか。	6.3	「JEAC 4209-2003 原子力発電所の保守管理規程」に基づき，原子力施設の「保守管理」を行う必要があることから，原子力施設はJEAC 4209-2003が適用される範囲を含めて，「6.3 原子力施設」に基づき組織が決めることとなります。
28	7章と別な管理を求めている「6.3 原子力施設」，「6.4 作業環境」の項目が不要なことになる。「6.3 原子力施設」，「6.4 作業環境」が要求している内容が別途あるのではないか。無いなら「6.3 原子力施設」，「6.4 作業環境」は削除すべき。	6.4	講習会テキストで，「7章と別な管理を求めている」と記載したのは，7章では，「6.3 原子力施設」，「6.4 作業環境」で明確にしたものを運営管理することが求められていることを説明することを意図したものでした。
29	「7.1 業務の計画」，「7.5 業務の実施」における「業務」には「設計・開発」，「調達」は含まないと考えてよいのか。その場合理由は何か。さらにその場合「設計」，「調達」等には「プロセスの妥当性確認」，「識別及びトレーサビリティ」他の実施の管理は必要ないと考えてよいのか。	7章	「7.1 業務の計画」では，「(1) 組織は，業務に必要なプロセスを計画し，構築すること」が要求されており，「業務に必要なプロセスを計画し，構築する」上で「7.3 設計・開発」や「7.4 調達」への対応が必要な業務の場合は，対応することになります。
30	「7.1 業務の計画(2)」の「QMS のその他のプロセスの要求事項」とは何を意味するのか。	7.1	「4.1 一般要求事項 参考1」で言う「運営管理活動」，「資源の運用管理」，「評価及び改善」のプロセスを言います。

「JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会（H15年11月12日，H16年2月）でのアンケートへの回答

No.	質問，意見，要望	関連要求事項	回答
31	「7.1 業務の計画(3)c)」では，検証，妥当性確認，監視，検査及び試験活動並びに合否判定基準を業務の計画に当てはめるものは該当するものを明確にするとあるが，業務の計画で言う検証，妥当性確認，監視はどのような活動か具体例を示してほしい。検証，妥当性確認は「7.3 設計・開発」の定義を業務の計画に適用するのは理解しにくい。	7.1 7.3	具体的な例については，制定中の指針（JEAG 4121）の各関連項目（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」「8.2.4 検査及び試験」等）で例示します。なお，検証，妥当性確認はJIS Q 9000:2000の3.8.4及び3.8.5を，監視はJIS Q 9001:2000の解説4.ad)を参照下さい。 「7.1 業務の計画」と「7.3 設計・開発」の関係は「7.1 業務の計画 参考2」を参照下さい。
32	「7.2.3 外部とのコミュニケーション」では，原子力保安検査官対応を例として上げられているが，必ずしもコミュニケーションが円滑に行われているかという点で非常に難しいのではないかと。このような場合，「外部からの評価」という観点から，QMS上の反映は考慮しなくてよいのか。	7.2.3 8.2.1 8.4	規格の構成上は，「7.2.3 外部とのコミュニケーション」を受けて，「8.2.1 原子力安全の達成」で監視し，「8.4 データの分析」でデータを分析することになります。
33	「7.2.3 外部とのコミュニケーション」において，外部を規制側に限定するのはあまりにも狭義なのではないか。	7.2.3	法令に基づく新たな規制の枠組みとしての品質保証ということから，JEAC 4111-2003 では「外部」を原子力安全規制としているが，事業者が本来自動的に取り組むべき品質保証の観点からは，「外部」を規制に限定することなく，地方自治体及び地元住民とのコミュニケーションについても積極的に取り組むことが期待されています。
34	「7.3 設計・開発」におけるアウトプットには，規制側への設置変更許可申請書などの文書を含める必要はないか，そのような文書に対する設計審査の仕組みはどう位置づけられるのか。	7.3	アウトプットのひとつになると思われます。設計審査の仕組みは「7.3 設計・開発」を適用することにより行われることとなります。
35	設計検証の独立性について，原設計者の上司は原設計者の判断に OK を与えたと考えられるので，直接関与していないと言い切れないのではないかと。したがって，原設計者と同一部門であっても，原設計者とは別のグループを構成する者が検証を行うべきであり，上司は別ではないか。また，上司の検証の仕方は具体的にどうするのか。	7.3.5	JEAC 4111-2003 の要求は「原設計者以外の者」です。また，上司の検証の仕方の具体的な方法については，様式を定めて記録を残す方法などがあります。
36	「7.4 調達」について，規程要求対象に消耗品（例，ほう酸，ほう砂，軽油，潤滑油）は該当するのか。	7.4	原子力安全の達成に必要なものであれば対象となります。
37	「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」における「不具合」とはどのようなことか。	7.5.2	ここで言う「不具合」とは ISO 9001 原文では顧客の観点から見た “deficiencies” であり，プロセスが計画された目的を達しないことを意味するが，プロセスの実施後に顕在化した場合は「不適合」として扱います。
38	JEAG 4101-2000 版で規定されていた項目で，今回の JEAC 4111-2003 にて規定されない項目があると思うが，外した項目に対する妥当性を見解を明確にして欲しい。（例えば，ソフトウェアコンフィグレーション管理）	7.5.3	JEAG 4101-2000 で規定されていた項目で，JEAC 4111-2003 で規定されていない項目はありません。ソフトウェアのコンフィグレーション管理については，JEAC 4111-2003 では「7.5.3 識別及びトレーサビリティ」の参考に「構成管理は，識別及びトレーサビリティを維持する手段のひとつである。」と記載しており，ソフトウェアのコンフィグレーション管理を考慮しています。
39	「業務に関するトレーサビリティの記録」には，工事報告書のような点検内容結果に関するもの他，工事管理のチェックシート（check point/hold point をちゃんとやった記録）も含まれるか。この他，どんなものがあるか。	7.5.3	トレーサビリティが要求される場合で，かつそのために必要な内容が盛り込まれていれば，事例の文書は含まれると考えます。
40	有効期限内での（校正用）測定機器を廃棄するケースではトレーサビリティ，結果の妥当性確認のための廃棄前再校正は不要か。	7.6	廃棄する理由がわかりませんが，いわゆる「校正はずれ」を起こしていた結果廃棄するならば，「7.6 監視機器及び測定機器の管理(4)」の対応が必要です。 なお，「7.6 監視機器及び測定機器の管理(4)」の適用に際しては，「さらに，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には」という規格の表現に留意することが大切と考えます。
41	測定機器の校正に関して，例えばトラシットやレベル等の機器は当然定められた方法にて校正を行うが，定規や三角スケール等の小物にも当条項は該当するのか。	7.6	「7.6 監視機器及び測定機器の管理(3)」では，「測定値の正当性が保証されなければならない場合には」という条件が付されています。定規や三角スケール等の小物でも，組織が「測定値の正当性の保証」を必要と判断するのであれば，当条項は該当することになります。ただし，JIS Z 9090:1991 測定 - 校正方式通則では，校正方式のひとつとして，購入した測定機器を期限までそのまま使用し，廃棄する方式，いわゆる「無校正の校正方式」が規定されています。
42	測定機器の管理で，メーカーの校正もある程度のグレード分けが必要ではないのか。	7.6	「国際又は国家計量標準にトレース可能」との要求を踏まえた管理が必要となります。その管理の程度の考え方は，ご指摘のとおりと考えます。
43	「7.6 監視機器及び測定機器の管理(3)a)」で国家標準にトレース可能であり，被校正器より精度の高い測定物をレンタルして，社内で温度，湿度を監視し校正した場合，JEAC 4111-2003 の要求するトレーサビリティに適合するのか。設備のトレーサビリティの確立という最終目的からいくと「適合しない」となるのか。	7.6	「国際又は国家計量標準にトレース可能」となっていれば問題ありません。

「JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会（H15年11月12日，H16年2月）でのアンケートへの回答

No.	質問，意見，要望	関連要求事項	回答
44	「7.6 監視機器及び測定機器の管理」において、「コンピュータソフトウェアを使う場合には」と言われているが，ソフトを使用するためには，ソフトが動くための環境・管理について確実にすることが重要と考えるが，そのソフトの動作・管理の方法について，ISMS等を参考にしていく方向になるのか。	7.6	ISMSは「情報セキュリティマネジメントシステム」で，情報セキュリティに主眼を置いており，JEAC 4111-2003 要求事項の主旨とは異なります。
45	監視測定機器を定期校正した時，検査に使用した計測器に校正外れが発見されたが，既に運転中，又は試運転中の場合はどのように対応すべきか。	7.6	「7.6 監視機器及び測定機器の管理(4)」に基づく対応が必要となります。
46	監査組織に対する監査は必要か。	8.2	QMSを構成するプロセスに「内部監査」も含まれ，「QMSが効果的に実施され，維持されているか」の観点で内部監査組織も監査の対象になることは，規格の要求です。
47	保安検査は4回/年あり，内部監査と保安検査の関係はどのように考えればよいのか。	8.2.2	保安検査は，国が実施する保安規定遵守状況を確認する検査であり，組織が自ら定めて実施する内部監査とは区分して考える必要があります。
48	「8.2.2 内部監査(1)a)」の「この規定の要求事項に適合しているか」について，それぞれの組織を監査する場合，組織毎に「すべての“要求事項”を監査すべき」なのか，又は「“要求事項”のサンプリングで良い」のか。（すべてのshall項目を組織毎にすべてチェックする必要があるか。）	8.2.2	規格は，監査の基準を示しているため，これにどう合致するよう監査を行うか，グレード分けを適用し，優先度を付けて取り組む必要があります。
49	「QMSとJEAC 4111-2003 要求事項との適合」とはどのようなことを意味しているのか。品質マニュアルのチェックを指すのか。	8.2.2	JEAC 4111-2003に基づき構築し運営されているQMSそのものが，JEAC 4111-2003の規格要求事項を適切に反映して有効なものになっているかどうかについてチェックすることが求められています。
50	「8.2.2 内部監査(1)a)」の「QMSが業務の計画(7.1参照)に適合しているか」とはどのようなことを意味しているのか。QMSの方が範囲が広いのでよくわからない。	8.2.2	「8.2.2 内部監査(1)a)」の「QMSが業務の計画(7.1参照)に適合しているか」とは，品質マニュアルや手順書などのQMSとして決められた内容が，業務を行う目的である「原子力安全の達成」に対して適切かどうかという観点から監査することを求めているものです。
51	「内部監査員の選定基準を決めておく」というJEAC 4111-2003の要求はないのか。	8.2.2	JEAC 4111-2003における監査員の選定基準に関しては，「8.2.2 内部監査(2)」に，監査プロセスの客観性及び公平性を確保することと自らの業務は監査しないことが記述されています。なお，選定された監査員の力量管理については，JIS Q 19011:2003を参考に管理を行うことが一般的です。
52	巡視点検の言葉は合成語（巡視+点検）か。	8.2.3	事業者にて使用されている用語であり，合成語か否かについては確認していません。
53	放管データ（総量，汚染密度，排気・排出濃度等）は運転データの一環でもあるし，プロセスの監視測定に該当していると言われているが，その考え方は。	8.2.3	線量評価や汚染密度の測定等は放射線管理業務，すなわち放射線管理プロセスにおいて実施されるものと整理したためです。
54	プロセスの監視から不適合管理を介さずに是正処置に入る考え方がわかりにくい。	8.2.3	「8.2.3 プロセスの監視及び測定(3)」のとおり，QMSそのものの不適合については，「適宜，修正及び是正処置を取る」とが要求されています。これは，QMSの不適合がその性質上「8.3 不適合管理」の手順になじまないものも多いため，「8.3 不適合管理」の手順を使わないことを認めているものです。もちろん，「8.3 不適合管理」の手順を使うことに問題はありませぬので，これは，発生した不適合の内容によって判断が必要と思います。この部分はJIS Q 9001:2000の要求と同じ考え方です。
55	「8.2.4 検査及び試験」の中でこの作業を助勢する人間がいる場合，その人間の独立性については要求されるのか。	8.2.4	助勢の内容によりませんが，検査及び試験の原子力安全に対する重要度に応じて定める必要があります。
56	機械補修課の作業担当者が原子炉担当で，同課のタービン担当が検査員となった場合，独立していると言えるのか。	8.2.4	原子力安全に対する重要度に応じて判断は異なります。
57	「検査及び試験要員が作業担当者以外であれば独立していると言える」と言われているが，作業担当者とは，直接作業を行う工事の受注者と考えてよいか。したがって，「工事を発注する電力会社のその工事を担当する者（工事立会者）」は独立した検査・試験要員とみなしてよいか。	8.2.4	工事を担当している電力担当者は，工事における電力側の作業担当者であり，独立した検査及び試験要員とは言えません。 なお，グレード分けを適用し，独立の程度「無し」とした工事については，電力の担当者が検査及び試験を行う場合もありますが，この場合においても電力の担当者は「独立した検査及び試験要員」ではなく，独立の程度「無し」としたグレード分けにより，検査及び試験の要員となっているに過ぎません。また，工事をメーカーに発注し，調達製品の検証を検査として実施する段階の検査及び試験であっても，工事を担当している電力担当者が実施可能な検査及び試験は，グレード分けで独立の程度「無し」とした工事に限られます。
58	リリースを判定する者は検査側でなく，設備管理側でも良いか。（検査責任者から検査OKの報告を受ければそれでも良いか。）	8.2.4	JEAC 4111-2003ではリリースを許可した人の立場のようなものは要求していません。
59	異常時の通報と，不適合処置は同一でも良いか。	8.3	「異常時の通報」の目的にもよりますが，不適合の処理の管理とするなら，不適合管理に含まれることとなります。
60	8.4(1)「・・・QMSの有効性の継続的な改善の可能性を評価する・・・」とは具体的にどのようなことか。	8.4	データ分析の結果をマネジメントレビューにかけて，改善のための議論ができるよう加工することを意味しています。

「JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講習会（H15年11月12日，H16年2月）でのアンケートへの回答

No.	質問，意見，要望	関連要求事項	回答
61	どんなデータから何がわかるか，データの分析方法／活用方法について，結果をどんな文書に残すのか。	8.4	規格の要求は，監視測定等でデータを取り，これを分析して，改善に結びつけよ，というもので，その深さ，分析方法，活用方法は組織が決めるという枠組みです。
62	8.5.3における「他の施設」は何故「他の原子力施設」ではないのか。（他産業全てをウォッチできそうにない。）	8.5.3	実用炉則第7条の3の7の第2号を反映したものです。
63	「7.1項業務」の内容に設計要素（手順書，要領書等の作成）が入っており，「7.3項」へ統一した方がすっきりする。	-	「手順書 要領書等の作成」等の業務のプロセスの構築は，「7.1業務の計画」と整理しております。ただし，「JEAC 4111-2003 7.1 参考2」に記載のとおり，業務のプロセスの構築に当たって，「7.3設計・開発」に規定する要求事項を適用することもできます。
64	7章と8章の関係で，大プロセスにあって小プロセスにない「データ分析」と「予防処置」について，どういう理由で外されるのか，よくわからなかった。	-	実業務における7章と8章に示される要求事項の関係を示した一例であり，全てのプロセスを記載した訳ではありません。よって，何かの意図があって，データの分析と予防処置を外した訳ではありません。
65	・具体例を増やしてほしい，具体例を教えてほしい，Q&Aを作してほしい，もっと深く教えて欲しかった。 ・地方開催，メーカ対象，トップセミナー等も実施してほしい。 ・今後，さしつかえない範囲で，各社における品質保証活動について意見，情報交換できる場があってはどうか。	-	今回は JEAC 4111-2003 の要求事項の解説を主として実施したため，例示が少なくなりました。今後は，JEAC 4111-2003 に基づく品質マネジメントシステムの構築と運用が行われることを踏まえ，事例発表等を主としたシンポジウム形式等，情報交換と議論を主とした比較的少人数での開催を検討します。
66	JIS Q 9001:2000 と JEAC 4111-2003，JEAC 4111-2003 と省令の対応について整理したい。比較表等があれば教えて欲しい。	-	JIS Q 9001:2000 と JEAC 4111-2003 の項目毎の比較は JEAC 4111-2003 の解説 の表1をご覧ください。JEAC 4111-2003 と省令の比較は，原子力安全・保安院のホームページにおける，「第11回検査の在り方に関する検討会」の資料3をご覧ください。（URLは以下を参照） <a href="http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0001963/0001.html">http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0001963/0001.html</a>
67	専門用語で理解しづらい箇所があったが，募集時に受講者の力量を示して欲しい。	-	JIS Q 9001 の基礎的な知識を有する方を受講者と想定して，案内し実施しました。
68	参考文献を教えて欲しい。	-	JEAC 4111-2003 に記載の参考文献や，ISO 研修機関で販売している参考書が利用できますので，お探し下さい。
69	パワーポイントの資料が欲しい	-	日本電気協会主催の講習会以外での使用はお断りしています。